

## 特定施設届出地区の 色彩ガイドラインの考え方

# 特定施設届出地区の 色彩ガイドライン

3-1-1 届出の必要な特定施設  
幹線道路沿いの景観は、周辺に暮らす県民が日常的に接するもつとも身近な風景であると同時に、さまざまな目的で訪れる来訪者にとって、熊本県のイメージを印象つける窓口になります。こうした、幹線道路の沿道で調和のとれた美しいまちなみをつくるため、次表に示すような特定施設及びこれに附帯する施設の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更については、あらかじめその場所を管轄する地域振興局への届出が必要となります。

■表 届出が必要な特定施設

用途	例
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第7号及び第8号並びに同条第6項第4号に規定する営業を行うための施設	パチンコ店 まあじちゃん店 ゲームセンター モーテル 等 ガソリンスタンド 等
危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所(専ら自家用に供するものを除く。)	
広告塔及び広告板	レストラン 喫茶店 等 スーパーマーケット 専門店 等 レンタルビデオ店 貸自動車業 等
飲食店業を営むための施設	ホテル 旅館 等
物品販売業を営むための施設	カラオケボックス 屋上広告
物品貸付業を営むための施設	
旅館業法第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設	
その他	

### 3-1-2 特定施設の届出と手続き

特定施設の手続きは、次のような流れで進められます。

■表 特定施設の届出と手続き

手続き	内容
1 行為の計画	特定施設を計画します。 事前に管轄の地域振興局に相談することもできます。
2 届出書類の提出	管轄の地域振興局に、届出用紙を提出します。 届出用紙は、地域振興局で配布しています。 届出の際には、適用する色彩が明確に判断できる資料を添付してください。

- 3 知事の指導・勧告 必要に応じ、知事は指導・勧告を行います。
- 4 他の法令に基づく申請等 建築確認申請など、他の法令に基づく申請を進めてください。



## ● 範囲

### 県指定路線

国道3号、旧国道3号の一部  
(県道八代鎌宇土線、宇城市道471号線)、57号、208号、218号、219号、221号、266号、325号、387号、389号、443号、445号、501号の各一部

県道熊本玉名線、熊本益城  
大津線、熊本大津線、住吉熊  
本線、人吉インター線、幸川  
鹿本線バイパス、曲手原水  
線バイパスの各一部  
都市計画道路路八代臨港線、  
保田窪菊陽線の各一部  
菊陽町道菊陽空港線の一部

### 熊本市指定路線

国道3号、57号、266号、387  
号の各一部  
県道住吉熊本線、熊本益城  
大津線、熊本港線、益城菊陽  
線の各一部  
都市計画道路新南部四方寄  
線、熊本駅新外線、保田窪菊  
陽線の各一部  
市道鹿帰瀬町戸島線の一部

### 山鹿市指定路線

国道3号、325号の各一部

### 錦町指定路線

国道219号、221号の各一部

※詳細は、パンフレット『特定  
施設届出地区景観形成ガイ  
ドライン』等を参照してくだ  
さい。

3-1-3 特定施設届出地区の範囲  
平成20年3月現在、特定施設届出地区として、35  
路線の沿道が指定されています。

### 3-1-4 特定施設届出地区の景観形成基準

特定施設届出地区のガイドラインとして、次の  
表のような基準が設定されています。  
この色彩ガイドラインでは、基準のうち、色彩に  
関わる項目を深く掘り下げて解説しています。  
下の表では、建築物、工作物等について、「色彩・  
素材はその地域の基調となるものと合い、隣接  
相互に調和するものとする。」  
広告物について、「できるだけ設置箇所数を少な  
くし、また、表示面積を小さくするとともにその  
沿道で統一性のとれたものに努める。」  
と記していますが、これにどのような色彩があ  
てはまるのか、その考え方と具体的に推薦でき  
る色彩の例を、次ページ以降で紹介します。

### 3-1-5 特定施設届出地区の類型

特定施設届出地区は、沿道の土地利用の状況か  
ら大きく次の4つの類型にわけられます。

- 1—都市サービエ路線
- 2—都市近郊路線
- 3—田園路線
- 4—観光路線

■ 表 特定施設届出地区の景観形成基準(色彩景観に関わるもの)

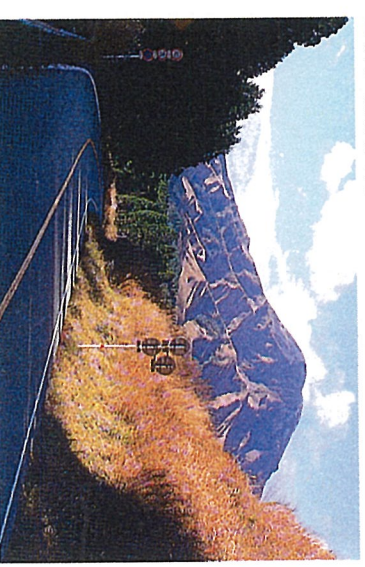
事項	基準
<b>特定施設及び 附帯施設の外観 に関する事項</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○建築物、工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。 色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。</li><li>○外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。</li><li>○電線を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。</li><li>○広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また、表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。</li><li>○色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。</li></ul>

### 企業のイメージと地域のイメージ

近年、様々な業種の企業でCI(コーポレートアイデンティ  
ティ)計画が導入されています。  
CI計画は企業の理念や視覚表現を統合し、企業のイメージ  
をより明確なものにするという点で、経営戦略上重要な役  
割を担っています。  
特定施設届出地区でよくみられるガソリンスタンドや  
ファミリーマート店等のマークや広告塔、外壁などの色彩  
もCI計画によってコントロールされています。  
しかし、CIカラーは、企業イメージを端的に表現する視点か



■ 写真 広告物が乱立する都市サービエ路線



■ 写真 観光路線からの眺望景観

ら、赤や青、緑などの色味のはっきりした派手な色彩によっ  
て構成されるケースがほとんどです。こうした色彩はとも  
すると景観を混乱させる要因にもなりかねません。  
CIカラーを用いることによって企業イメージを明確化する  
ことは非常に重要ですが、その表現が強くなりすぎると、活  
動の基盤となる地域のイメージを損ねてしまうことになり  
ます。  
CIカラーだから変えられないという姿勢ではなく、CI計画  
の中に込められた理念やデザインポリシーを大切にしながら  
も、周辺の景観に配慮し、柔軟に対応していく姿勢が、より  
よい企業イメージ形成に発展していくものと考えられます。



## CIカラーと景観



## 都市サービエス路線と都市近郊路線の色彩ガイドライン

3-2-1 都市サービエス路線について  
中心市街地及びその周辺で、活発な都市活動が展開される幹線道路の沿道を都市サービエス路線と呼びます。

3-2-2 都市サービエス路線の景観形成イメージ  
統一感と秩序をもった空間にぎわい、界隈性  
都市サービエス路線は、活気やにぎやかさをもった景観が求められる地区で、沿道建物と道との緊張ある一体感を必要とします。  
都市サービエス路線では道路から沿道の状態、動きが感じられ、まちの雰囲気を通りいっばいに漂うような界隈性を大切にします。  
沿道建物は相互の調和に配慮し、通りとしての統一感・秩序感をもった景観としていきます。

3-2-3 都市近郊路線について  
都市から郊外へ向かう、まちの外縁にあたる市街地周辺の沿道を都市近郊路線と呼びます。

3-2-4 都市近郊路線の景観形成イメージ  
まちへの入口にふさわしい地域らしい空間  
—活力、スケール感  
まちから自然へ、自然からまちへと変わっていく景観の中間的な空間であり、一般にはまちへの入口部分として感じとられています。  
都市近郊路線は、まちのスケール、特徴を感じさせる地区でもあることから、落ちつきとリズム感があるしつかりとしたまちなみをつくっていきます。

### 3-2-5 都市サービエス路線と都市近郊路線の建築物等の色彩ガイドライン

鮮明色を基調色に使用することは避けよう

都市サービエス路線と都市近郊路線では、都市の中心部や都市の入口としてのにぎわいや活力が感じられることが必要です。

そのため、落ちつきの中にも華やかさのある色使いが展開できるように配慮し、次の表のような色彩ガイドラインを設定しています。

この色彩ガイドラインによって、外壁の基調色として赤や黄色、青などの鮮明色を用いることはできなくなりませんが、比較的色味のある色彩を使って、華やかな色彩デザインを行うことは十分に可能です。

隣の建物と色相・トーンをあわせよう

隣り合う建物の色の差が極端に大きくなると、混乱した色彩景観になりかねません。

華やかさの中にもまちなみとしての共通イメージや品格が保たれるように、両隣の建物と色相かトーンのいずれか、あるいは両方を合わせるようにしてください。

色使いはシンブルにまとめよう

都市サービエス路線と都市近郊路線の色彩ガイドラインは、色彩の選択肢が広いのが特徴といえますが、これらの色彩を使って調和感を得るためには、建物や広告物の配色をシンブルにまとめ、建築物と広告物の色彩に共通性をもたせるなどの工夫が必要になります。

表 都市サービエス路線と都市近郊路線の建築物等の外壁基調色の色彩ガイドライン

路線	色彩ガイドライン	選ばれた方がよいトーン(●)
都市サービエス 都市近郊	次の色彩を外壁の基調色とすることは避けること。 R(赤)、YR(黄赤)系の白相一彩度Rを超える色彩 Y(黄)系の白相一彩度Yを超える色彩 その他の白相一彩度Zを超える色彩	鮮明色

※1—表面に着色を施していない木材や土壁、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、この色彩ガイドラインの適用を除外します。

※2—各トーンの色彩の範囲は、19ページの一覧表を参照して下さい。

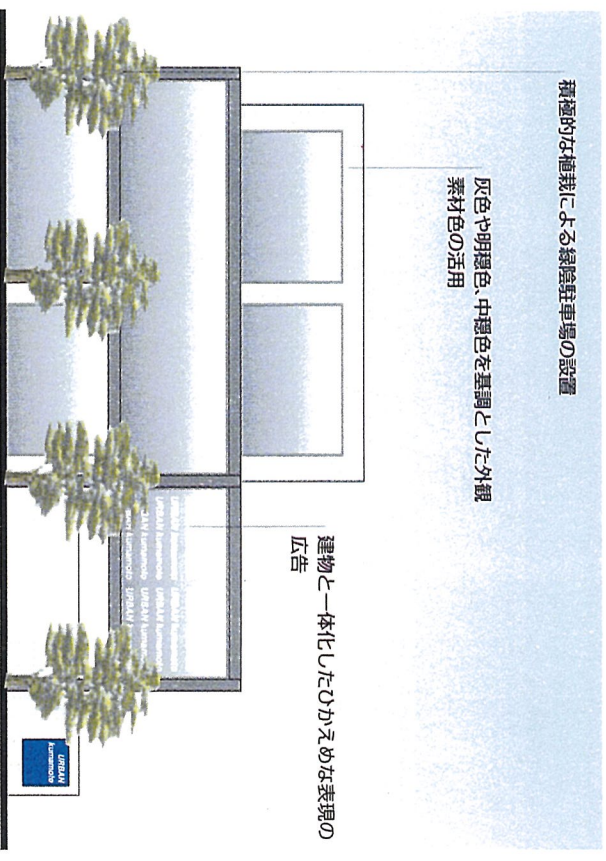
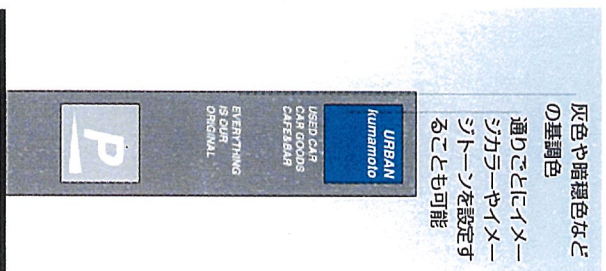
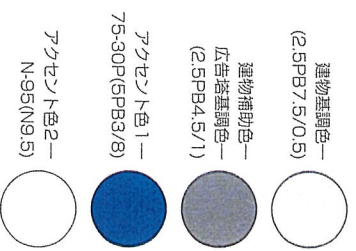
※3—各路線の推薦トーンは58ページを参照してください。



## 都市サービス路線と都市近郊路線の 対象別色彩設計例

都市サービス路線や都市近郊路線の沿道には規模の大きい物販施設やショッピングモールなどが進ち並んでいます。こうした施設が個々の主張を繰り返したのでは、一つの都市として共有できるイメージは生まれません。

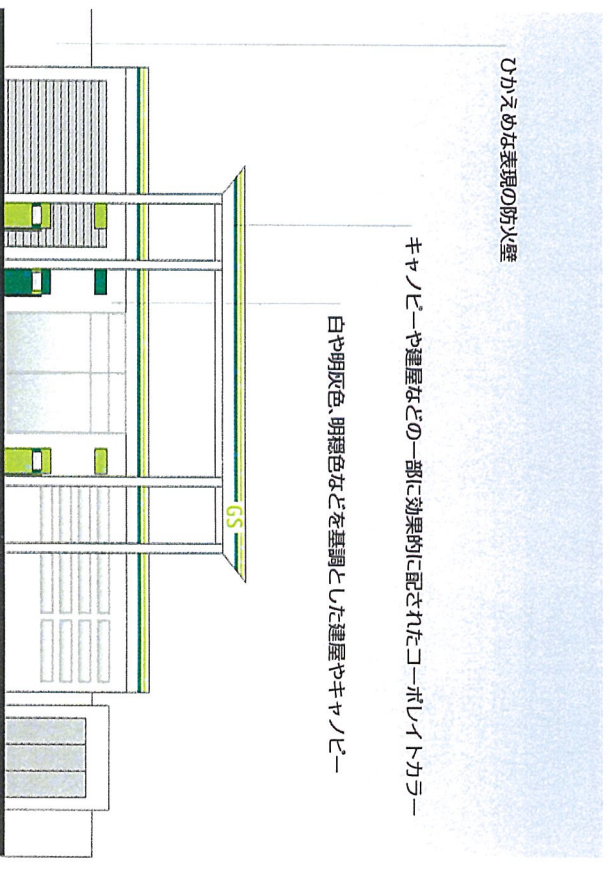
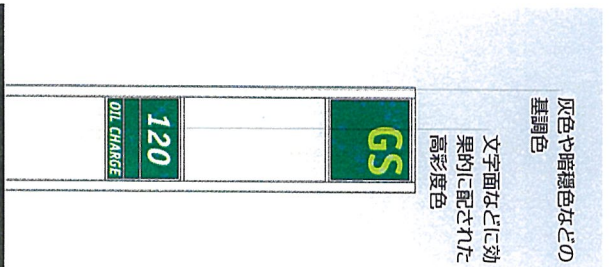
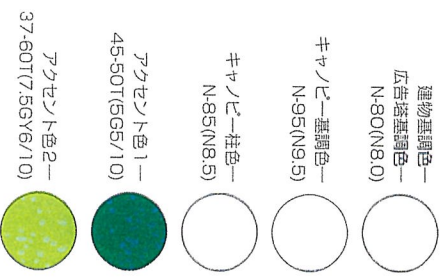
色彩ガイドラインの許容範囲には幅広い色彩が含まれますが、通り沿いの事業者が、これらの色彩の中からその地域におさわしい色の範囲を設定するなどして、共通のイメージがある中にも、都市としての躍動感やリズム感が得られるように工夫する必要があります。



■ 図 都市サービス路線と都市近郊路線の色彩設計例—物販施設

多くのガソリンスタンドが集積している都市サービス路線や都市近郊路線では、各メーカーのコロポライトカラーがぶつかりあって景観を損なうことがないように配慮します。一般の建物と同様に灰色や明緑色などを建物の基調とし、コロポライトカラーは、キャンピーや建屋の一部に効果的に配置するようにします。

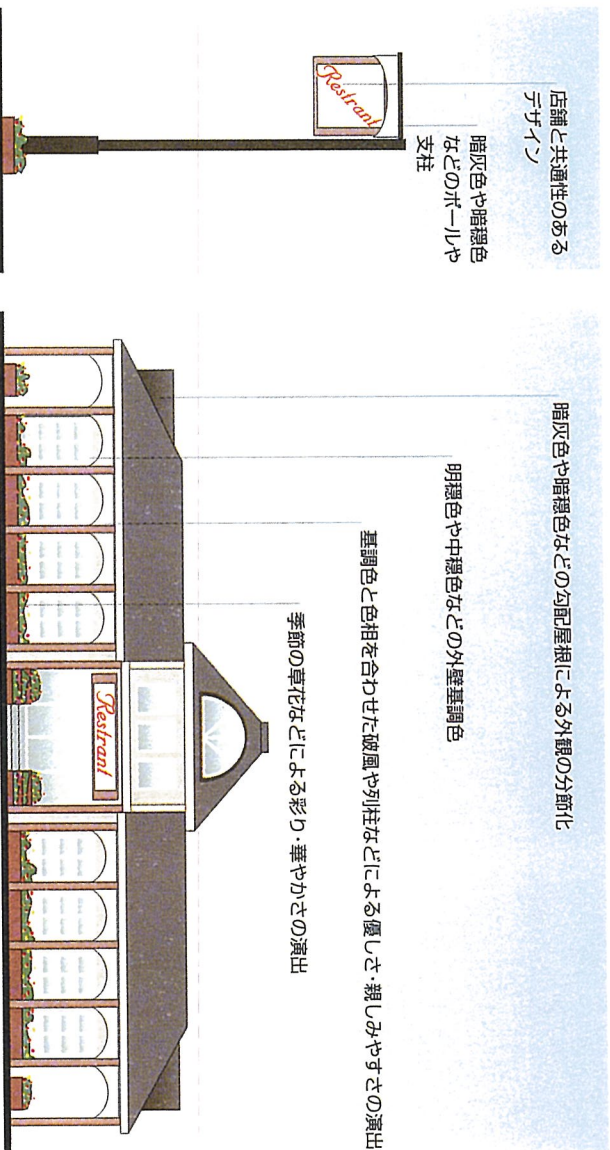
また、防火壁や建屋、キャンピーなどの全面を派手なコロポライトカラーで塗装することは避けられます。広告塔本体は、灰色や暗緑色などの色彩を基調とし、文字面やマークシンボルの面に鮮やかな色彩を用いるようにします。のぼり等の掲出は避け、必要な情報はシンボル広告塔に集約します。



■ 図 都市サービス路線と都市近郊路線の色彩設計例—ガソリンスタンド



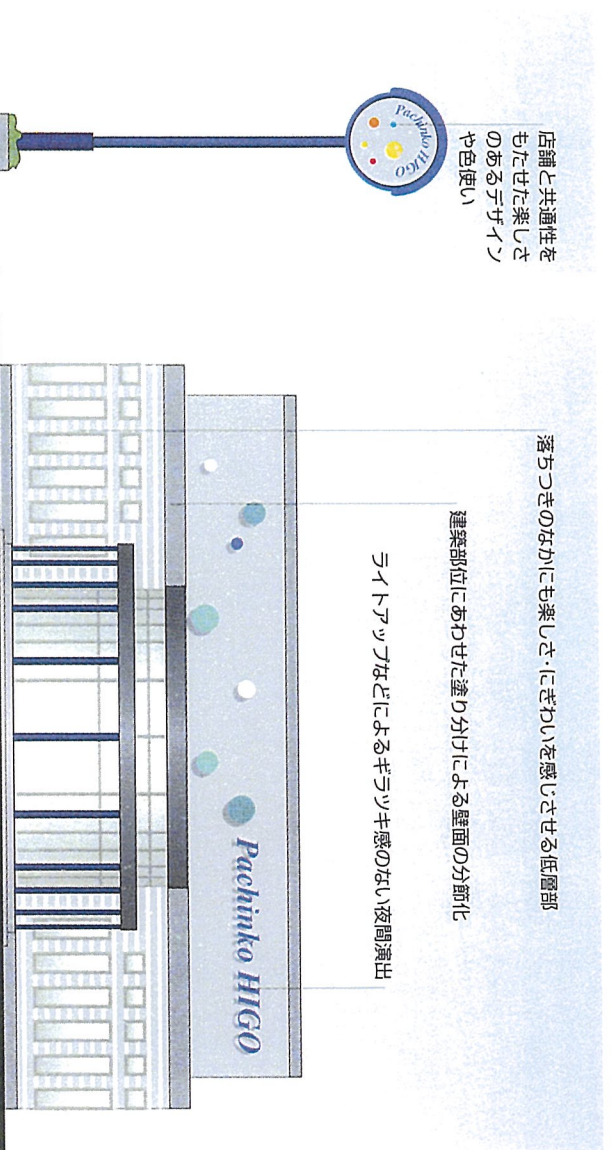
都市サービス路線や都市近郊路線沿いの飲食施設には、チェーン展開によって共通の部材や色彩を用いているものも少なくありません。  
 こうしたチェーン店の場合でも、基本的には建物の建つ敷地の環境に鑑み、外観を構成していくことが必要です。  
 外壁の基調色は明穏色や中穏色とし、店名表示や季節の草花などで彩りを添えます。  
 また、灰色や暗穏色などの勾配屋根をとりつけるなどして、外観が単調にならないような工夫も考えられます。  
 広告物は店舗のデザインと共通性をもたせ、ポールなどの色彩は暗灰色や暗穏色を基調とします。



- 建物基調色一  
05-75B(5R7.5/1)
- 屋根色一  
05-40B(5R4/1)
- 補助色1一  
05-80B(5R8.5/1)
- 補助色2一  
05-50F(5R5/3)
- アクセント色一  
07-50V(7.5R5/12)
- 広告塔基調色一  
(5R2/1)

図 都市サービス路線と都市近郊路線の色彩設計例—飲食施設

パチンコ店は外壁の面積が大きく、通りを通る人に威圧感を与えがちです。  
 また、色光を発するネオンサインなどは、落ちつきのある景観を乱すばかりでなく、夜間の信号の識別などにも影響を与えます。  
 目立つことが集客要因の一つになっていることは否めませんが、競合店がこぞって派手な演出を取り入れていくと、周辺の景観は乱れるばかりです。  
 一方、近年では、落ちつきのある質の高い建材を使ったり、ネオンサインではなくライトアップで夜間演出するなどの新しいタイプのパチンコ店も整備されてきています。



- 建物基調色一  
(2.5PB7/0.5)
- 屋根(パチベット)色一  
(2.5PB5/1)
- 補助色一  
N-85(N8.5)
- アクセント色1一  
67.40H(7.5B4/4)
- アクセント色2一  
59.60H(10B66/4)
- アクセント色3一  
75.40L(5PB4/6)
- 広告塔基調色一  
(2.5PB2.5/1)

図 都市サービス路線と都市近郊路線の色彩設計例—パチンコ店